

歯科医師の医科麻酔科研修ガイドラインの適正遵守についての注意喚起

一般社団法人 日本歯科麻酔学会 理事長 飯島 毅彦
公益社団法人 日本麻酔科学会 理事長 小坂橋俊哉

近年の医療ニーズの変化から歯科医療における全身管理の必要性は年々高まっており、この臨床技術を高める手段として、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」(医政医発第 0710001 号、医政歯発第 0710001 号、平成 14 年 7 月 10 日、同改訂医政医発第 0609002 号、医政歯発第 0609001 号、平成 20 年 6 月 9 日)(以下、「ガイドライン」)に基づく歯科医師の医科麻酔科研修が認められています。この研修制度により、歯科麻酔科医の養成をはじめ口腔外科医や病院勤務歯科医師などの育成に大きな役割を果たしてきました。

ガイドラインの趣旨については、平成 23 年 6 月 22 日に日本歯科麻酔学会、日本麻酔科学会から「歯科という単科病院では習得が困難とされる麻酔科学全般にわたる知識と技術を、合理的、効率的に習得させ、歯科臨床における麻酔管理の安全性や確実性を備えた歯科医師を育成することを目的とした研修であり、“医業”を行う歯科医師を育成するものではない。」との共同見解が発出されています。

また、ガイドラインの遵守については、平成 20 年度に厚労省医政局医事課長および歯科保健課長の連名通知において、以下の 3 点を義務づけています。

- ①研修症例における麻酔の責任担当者は研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となること。
- ②歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加することを説明し、同意を得ること。
- ③研修を受ける歯科医師と研修施設の麻酔科の長は、当該歯科医師の研修開始時及び研修終了時に所定の方式によって必要な事項の登録または報告等を行うこと。

今般、上記の実施状況を把握するため、日本歯科麻酔学会において、医科麻酔科研修の受け入れ施設と研修者を対象に実態調査を行いました。その結果、歯科医師が長期間にわたって専ら医科麻酔科研修を行っている等、一部の施設においてガイドラインの趣旨に従っていない研修が行われている可能性のある事例が見受けられました。ガイドラインに沿うことにより、歯科医師が医科麻酔科において研修として麻酔を行うことが可能となりますが、医業として行うことを許容するものではありません。歯科臨床での麻酔管理に応用することを目的としなければ、医科麻酔科研修の趣旨に反することになります。趣旨を正しく理解して、研修を行ってください。

なお、研修条件の細部については、特に以下の事項に留意してください。

- 1.研修指導者が麻酔記録の筆頭者であることが必要です。
- 2.患者からの同意を確実にするためには文書による個別同意が必要です。
- 3.研修の登録は予め研修者の技能を評価し、登録することが求められています。派遣元が責任をもって評価し、研修の目的を明確にして研修を開始することが必要です。

歯科医師の医科麻酔科研修を今後も進め、さらにガイドラインによる研修をよりよいものにしていくために、研修を行う歯科医師および医科麻酔科研修を受け入れる研修施設等の関係者におかれては、本研修の趣旨を理解し、ガイドラインを遵守して医科麻酔科研修を運用していただくよう日本歯科麻酔学会、日本麻酔科学会として注意喚起いたします。